

営業許可書

指令草保 第1-477号
令和4年7月29日

住所又は主たる事業所の所在地 東京都江東区佐賀1-1-12

氏名又は名称 株式会社フコックス
代表取締役 鎮目 隆雄 様

埼玉県草加保健所長 長棟 美幸



令和4年7月27日付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第55条の規定により下記のとおり許可する。

記

- 1 営業所の所在地 埼玉県八潮市南後谷637
- 2 営業所の名称、屋号又は商号 株式会社フコックス 八潮ロジセンター

3 許可事項

営業施設符号 75・234・017639

営業の種類	許可の有効期間						許可の条件
	年	月	日から	年	月	日まで	
菓子製造業	4	8	1	10	7	31	
食品の小分け業	4	7	29	10	7	31	
	[以	下	余	白]	

教 示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。